

小鳥いい友クラブ会則

(総則)

【名称】

第 1 条 本クラブは、小鳥いい友クラブと称する。

【所在地】

第 2 条 本クラブの事務所は会長宅に置くこととする。

【目的】

第 3 条 本クラブは会員相互のコミュニケーションを図り、小鳥全般をこよなく愛している人々が促進研究を行い、友好と共に向上を図る会です。

【会員】

第 4 条 このクラブは、小鳥全般をこよなく愛する人をもって会員とする。

- (1) 小鳥を飼育し、繁殖することを趣味としている人々。
- (2) コンパニオンバード（ペット）として、鳥を愛し共に暮らしている人々。
- (3) 小鳥を愛するすべての人々。
- (4) 会の定めるクラブ会費を納入することをもって会員とします。

【役員】

第 5 条 本クラブに次の役員を置き、役員の中から選出する。

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 会計担当 1名 (4) 会計監査 2名
- (5) 広報担当 2名 (6) その他役員5名以上

【役員の仕事】

第 6 条 本クラブの役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本クラブを代表として、会の活動全般を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会 計 本クラブの会計を掌握する。
- (4) 会計監査 本クラブの会計を監査する。
- (5) 広 報 本クラブの品評会・交換会実施の際の宣伝活動を行う。

【役員の任期】

第 7 条 役員の任期は1年とするが、特別な事情がない限り役員は継続する。なお、役員会において必要と認めた場合は選挙（承認賛否）を行うこととする。

【運営】

- 第 8 条 総会は、定期総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。
- ① 定期総会
毎年 4 月に開催し、役員を選抜、年間事業計画及び報告、会計報告、予算、翌年度の品評会の開催日等の決定、必要に応じ会則の改定を行う。
 - ② 役員会
会長が必要と認める場合、随時開くものとし役員をもって構成する。

【会費】

- 第 9 条 会費は、年会費 5,000 円とし会計に収める。
途中入会の場合は、月額 500 円とし翌年 3/31 日までの残月数を会計に収める。
本クラブの会計は、金銭出納簿及び備品台帳を備え、常に収支を明らかにして保管し、その収支状況は全て総会において報告し、承認をえなければならない。

【入会・退会・除名】

- 第 10 条 入会する者は会員名簿作成の為、住所・氏名・連絡先を記入する。なお個人情報保護を勘案し、作成した会員名簿は一般会員への配布は行わない。また、再入会する者は、役員（会長・副会長）において過去の状況等を協議し入会可否の判断を行うこととする。退会は自由とし、即納の会費は原則として返却しない。
本クラブ会員として、秩序を乱す行為、言動、会の妨げ及びクラブの規約違反があった場合は、役員会においてその過半数をもって除名の決議を行う。

【設立年月日】

- 第 11 条 本会の設立年月日は平成 19 年 7 月 10 日とする。
付則 本会則は、令和元年 4 月 1 日から適用する。

【会則の改定】

- 第 12 条 この会則の改定は、役員過半数の賛成を必要とします。

【会則の施行】

- 第 13 条 この会則は、2023 年 6 月 4 日から一部改正実施します。

令和 5 年 5 月 15 日